

平成23年10月4日

参考資料

(地方税)

津波被災区域・原子力災害避難区域における平成24年度分の固定資産税等の課税免除(案)

(平成23年度課税免除対象)

(津波被災区域)

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋

(原災避難区域)

以下の区域等のうち、避難等の実施状況等を総合的に勘案して、市町村長が指定した区域内の土地・家屋

- ・警戒区域
- ・計画的避難区域
- ・緊急時避難準備区域

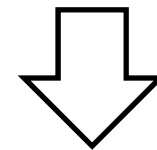
平成24年度も課税免除を原則継続

(津波被災区域課税免除の留意点)

土地・家屋の使用状況等を総合的に勘案し、市町村長が課税することが適当と認める土地・家屋は課税免除対象外。

(原災避難区域課税免除の留意点)

H24.1.1以前に警戒区域等が解除された区域内の土地・家屋は課税免除対象外。



※課税免除対象外となった区域は別途特例措置あり

平成24年度に課税免除対象でなくなった土地・家屋に係る固定資産税等の特例措置(案)

H23津波被災区域課税免除対象の土地・家屋

〔津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋〕

H23原災避難区域課税免除対象の土地・家屋

〔警戒区域等のうち、避難等の実施状況等を総合的に勘案して市町村長が指定した区域内の土地・家屋〕

H24.1.1時点の使用状況等を総合的に勘案し課税することが適当な土地・家屋

H24.1.1時点で避難区域解除済み区域の土地・家屋
(その後、H24年度中に再度の避難区域指定無し)

これらの土地・家屋はH24年度は課税免除対象外

上記のH24年度課税免除対象外の土地・家屋のうち、土地・家屋の使用状況等を総合的に勘案し、市町村長が固定資産税等を減額することが適当と認める土地・家屋を指定・公示

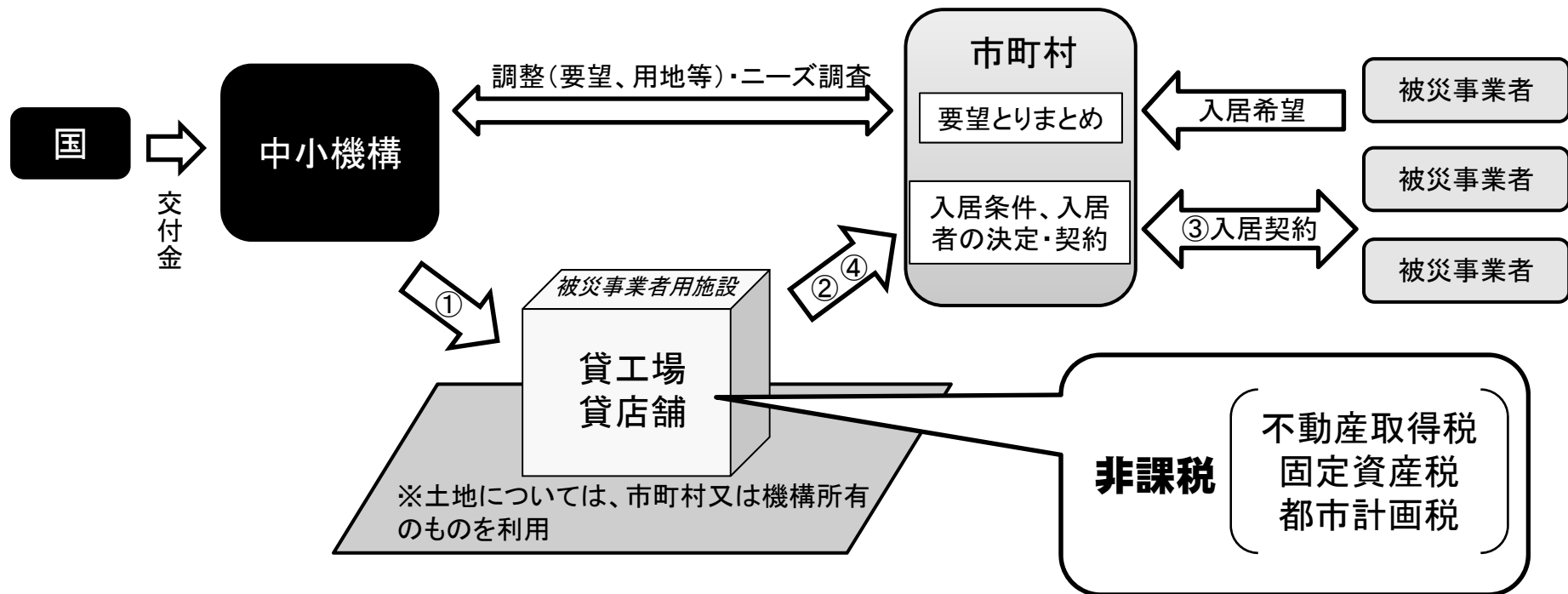
市町村長が指定・公示した土地・家屋に係る税額を1/2減額

※既存の税額特例(新築住宅特例・代替家屋特例等)と併用可。

被災事業者用の仮施設整備事業に係る非課税措置（案）

特例の概要

- （独）中小企業基盤整備機構が、被災事業者用の工場又は事業場の用に供する仮施設（市町村に対して無償で貸与し、取得後1年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を平成25年3月31日までの間に取得した場合には、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税について非課税とする。

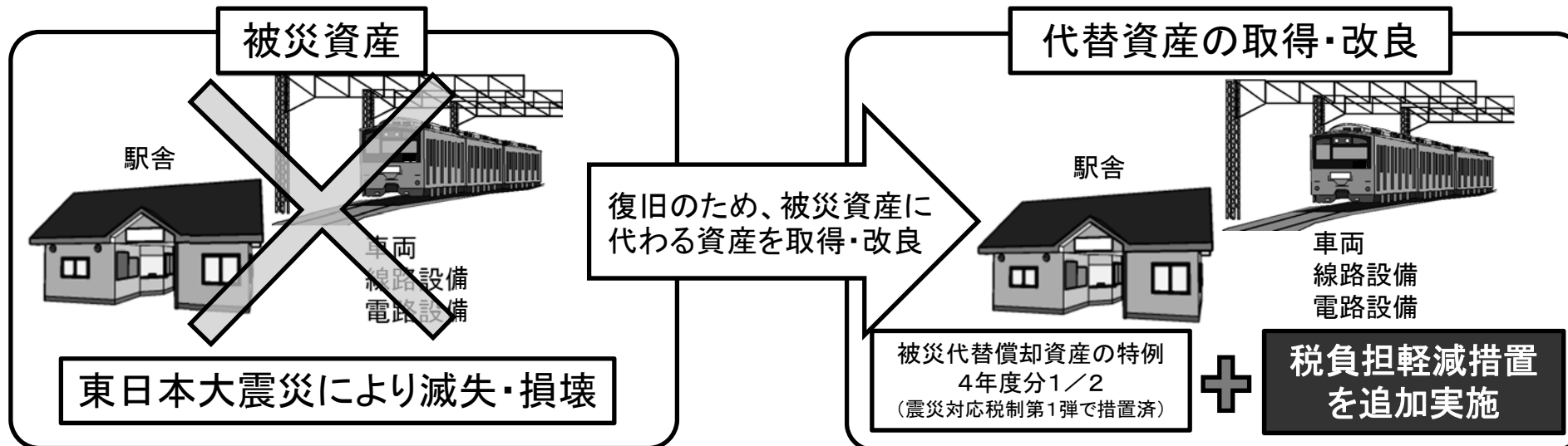


- ① 今般の震災において甚大な被害を受けた地域において、地域を支える中小企業が早期に事業を再開できるよう(独)中小企業基盤整備機構が市町村の要請により被災事業者用の仮施設を整備。
- ② 整備後、市町村に無償貸与。
- ③ 市町村は自らの判断で入居事業者を決定し、被災事業者用の仮施設を無償貸与。
- ④ 機構は被災事業者用の仮施設貸与後、1年を期限として市町村に無償譲渡。

被災した一定の鉄道施設等の代替資産に係る特例（案） 被災した特定地方交通線特例の対象資産の代替資産に係る特例（案）

特例概要

東日本大震災により被災した鉄道施設の復旧のために取得又は改良した資産について固定資産税の特例措置を講じる。



税目	対象資産	対象事業者	代替資産取得時期	特例内容
固定資産税	被災した償却資産に代わるものとして、災害復旧事業費補助を受けて取得又は改良した償却資産に係る特例	JR貨物、三陸鉄道、仙台空港鉄道、八戸臨海鉄道、岩手開発鉄道、仙台臨海鉄道、福島臨海鉄道、鹿島臨海鉄道、ひたちなか海浜鉄道	平成23年3月11日 ～ 平成28年3月31日	取得後最初の10年間 課税標準2/3
	特定地方交通線特例の適用を受けていた家屋・償却資産に代わるものとして取得又は改良した資産に係る特例	三陸鉄道、鹿島臨海鉄道	平成23年3月11日 ～ 平成28年3月31日	課税標準1/4

※災害復旧事業費補助: 経営状況が厳しい鉄道事業者が災害復旧を行う場合に交付される補助金。

※特定地方交通線特例: 国鉄分割民営化時に第3セクター化された鉄道を対象とした特例措置(課税標準1/4)。

津波避難施設に係る特例（案）

特例の概要

○津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波避難施設のうち、平成27年3月31日までに市町村との管理協定の対象となったものについて一定の特例措置を講じる。

津波避難施設

○津波災害時に住民等が避難するための施設
（都道府県知事が定める津波災害警戒区域内に指定）



（外観）



（3階部分）⇒避難スペース

基準

- ・警戒水深以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置されていること。
- ・当該場所までの避難上有効な階段その他経路があること。等

管理協定

津波避難施設について、その避難の用に供する部分を市町村自らが管理するために当該施設の所有者・管理者との間で締結する協定

税目	対象資産		特例内容
固定資産税	家屋	避難の用に供する部分	管理協定締結後 最初の5年間 課税標準1/2
	償却資産	誘導灯、誘導標識、自動解錠装置	取得後 最初の5年間（管理協定の期間内） 課税標準1/2

津波対策に資する港湾施設等に係る特例（案）

宮城県石巻港



- 東日本大震災により、臨海部の港湾施設及び背後の住宅地に甚大な被害が発生。
- 津波防災機能の強化を図るためには、行政だけでなく地域の民間企業を巻き込んだ総合的な津波防災対策が必要。

津波防災地域づくりに関する法律の創設

津波防災の用に供する民間所有の港湾施設等を同法に基づく「津波防災まちづくり推進計画」に位置づけることにより、地域一体となった津波防災対策を推進。

税目	対象者	対象資産	機能・役割	特例内容
固定資産税	臨港地区に港湾施設等を有する事業者	護岸	地盤を被覆して侵食を防ぐとともに、背後地を高潮、津波及び波浪から防護。	平成28年3月31日までに取得し、又は改良した対象資産に係る固定資産税の課税標準を取得後4年間1/2
		防潮堤・胸壁	陸上に設置し、背後地を高潮、津波の被害から防御。	
		津波避難施設	津波浸水時において、一時的な避難場所としての機能を有する。	

本特例の対象となる資産



【護岸等の嵩上げ・耐震化】

行政、民間が一体となって港湾施設を整備することにより、背後地を津波被害から防御



【津波避難施設】

津波浸水時に一時的な避難場所として利用

被災農地に代わる農地の取得に係る不動産取得税の特例措置(案)

特例の概要

- 被災農地の所有者等が、当該被災農地に代わる農地を、平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災農地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。
 - 警戒区域内農地の所有者等が、当該農地に代わる農地を警戒区域設定指示が解除された日から3月までの間に取得した場合において、当該農地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。
- ※ 3月11日以降の取得分(遡及)から適用可能。

